

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、2016年5月に公表いたしました『avex group 成長戦略2020～未来志向型エンタテインメント企業へ～』に基づく中長期的な成長を実現するために、グループ横断の組織再編等による事業体制の再構築、新たなエンタメ体験の提案、ヒットを創出するための積極的な投資及び活力ある人材を育成するための環境整備といった全社的な改革に取り組んでまいりました。具体的には、注力する事業ドメインを音楽・アニメ・デジタルの3つに再定義するとともに、グループ横断及び有望なスタートアップ企業・プレーヤーとの連携による事業開発、組織のフラット化並びにフレックスタイム制・オフィスのフリーアドレス制の全社導入による働き方改革等に取り組んでまいりました。

これら成長戦略を推進していくにあたり、株主の皆様ほか、ステークホルダーの方々のご期待とご信頼に応えるためには、より強固なコーポレート・ガバナンスの構築が必須であると考えております。

的確な経営の意思決定、迅速かつ適正な業務執行及び充分なモニタリングが機能する経営体制を構築し、あわせて企業倫理の維持・向上を図っていくことが、当社グループのコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であり、

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4 - 1(3).最高経営責任者等の後継者の計画】

2016年より当社グループ全体の体制を見直してきた中で、具体的な後継者の計画を立てていないものの、次世代の経営層の育成について積極的に取り組み、新たに代表取締役社長COOを選任するなど経営幹部への登用も行ってまいりました。今後、その評価を行うとともに、後継者の計画の在り方についても監督してまいります。

【補充原則4 - 11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、当社事業領域と各分野の専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と迅速な意思決定を行える適正規模を両立した形での構成となっております。なお、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、引き続き検討してまいります。

社外監査役は、財務・会計に関する豊富な知識を有する者を選任しております。社外取締役、社外監査役の積極的な活用等により取締役会全体としての実効性の向上に取り組んでおります。

【補充原則4 - 11(3).取締役会全体の実効性の分析・評価】

2017年より子会社への権限移譲を推進し、取締役会はグループ全体の業務執行のモニタリングに重点を置いたガバナンス体制へと変更してまいりました。今後、ガバナンス体制変更の進捗状況を踏まえ、取締役会全体の実効性の評価について引き続き検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4.いわゆる政策保有株式】

現時点において政策保有株式としての上場株式を保有しておらず、今後もその予定はございません。

【原則1 - 7.関連当事者間の取引】

会計基準に基づき、関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を定期的に確認し、開示対象となる取引がある場合は法令などに従って開示を行っております。

関連当事者間の取引については、取締役会規程に基づき、取締役会にて承認され、定期的にその実績を報告する手続きとなっております。

【原則2 - 6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付型の企業年金制度を採用しており、運用委託先金融機関からの四半期に一度の運用状況の報告を受け、人事担当部門を中心に定期的なモニタリングを実施しております。

【原則3 - 1.情報開示の充実】

(1)企業理念、経営戦略については、当社ホームページのほか、決算短信などにて開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページのほか、有価証券報告書、アニュアルレポートにて開示しております。

(3)独立社外取締役を委員長とし、独立社外役員が委員の過半を占める任意委員会である「報酬委員会」で公正妥当と認められた方針を定め、「報酬委員会」にてその方針に従い役員報酬制度の内容及びその決定手続きを定めております。取締役会では、定められた役員報酬制度と手続きに従って取締役の報酬額を決定しております。

(4)代表取締役3名による協議の後、取締役会にて取締役・監査役の候補者の選定及び経営陣幹部の選解任を行っております。

(5)定時株主総会招集ご通知において、取締役及び監査役候補者の略歴等とともに、候補者の選任理由を開示しております。

【補充原則4 - 1(1).経営陣に対する委任の範囲】

取締役会での決議事項については、取締役会規程に定めております。

また、取締役会で職務権限規程を定め、業務執行の迅速性・効率性を図るため、経営会議などの意思決定機関が意思決定できる範囲を明確に定めております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】  
当社は、「独立性の判断基準」を以下のとおり定めております。

当社は、以下のすべての要件に該当しない場合、当該社外役員（社外取締役及び社外監査役）に独立性があると判断する

- 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者
- 当社グループの主要な取引先（年間取引額が連結売上高の1%を超える）である者若しくはその業務執行者、又は当社グループを主要な取引先（年間取引額が相手方の連結売上高の1%を超える）とする者若しくはその業務執行者
- 当社グループから役員報酬以外に多額（年間取引額が1,000万円又は相手方の連結売上高の1%のいずれか高い方の額を超える）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属し当社グループを直接担当している者）
- 当社の主要株主（1）（当該主要株主が法人である場合、当該法人の業務執行者）  
1: 主要株主とは、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する株主
- 当社グループの主要借入先（2）の業務執行者  
2: 主要借入先とは、当社グループが借入をしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の5%を超える者
- 最近においてa.からe.に該当していた者
- a.からf.に掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（配偶者又は2親等以内の親族）

現独立社外取締役においては、上記基準に加え、経営コンサルタント、弁護士資格を有している者を配しており、当社の経営及びコーポレートガバナンス体制の更なる向上が図られていると認識しております。

【補充原則4 - 11(1).取締役会全体としての多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、そして音楽、映像、芸能等のエンタテインメント業界を理解できる取締役で構成されることが必要であると考えております。

社外取締役、社外監査役においては、経営コンサルタント、弁護士、公認会計士資格等の専門的な知見のほか、当社グループの事業領域に対する知識・経験を有しているものを選任しており、候補者の選定は取締役会で審議、決定しております。

【補充原則4 - 11(2).役員が他の上場企業の役員を兼任する場合の兼任状況】

毎期の招集通知（事業報告）、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書において、各取締役、監査役の兼務状況、および社外取締役、社外監査役の取締役会、監査役会への出席状況などを開示しております。

【補充原則4 - 14(2).取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要なコーポレート・ガバナンスや法改正などの情報を提供し、個々の役員は、自らの判断により、知識の習得や適切な更新などの研鑽に努めており、その際の費用は、社内規程により会社に請求できることとなっております。

【原則5 - 1 .株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、IR体制を整備し、当社の経営戦略や業績に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を積極的に設けており、その内容をコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ティーズ・キャピタル	2,250,000	5.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,207,500	5.09
株式会社マックス2000	2,050,000	4.73
株式会社サイバーエージェント	2,000,000	4.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,975,300	4.55
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,827,700	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,302,400	3.00
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,191,926	2.75
小林 敏雄	1,157,818	2.67
株式会社第一興商	1,020,000	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 当社は、2018年9月30日現在、自己株式を1,815,136株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- 株式会社マックス2000は、当社代表取締役会長CEO松浦勝人氏が代表取締役を務めております。
- 2018年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーの2018年9

月20日現在の保有株式数合計が5,325,800株(発行済株式の総数に対する割合11.80%)となっている旨が記載されておりますが、当社として2018年9月30日現在における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社等や上場子会社を有しておらず、現時点でコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事実等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安藤 浩之	学者													
大久保 慶一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 浩之		慶應丸の内シティキャンパス専属コンサルタント	安藤浩之氏は、経営コンサルタントとして、組織・人材マネジメント、戦略的意思決定論の分野における豊富な経験、知識を有しており、当社の経営とガバナンスの強化に対して提言・助言をいただけることを期待して、社外取締役といたしました。 また、同氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 なお、同氏は、当社との間に取引がないこと等から、当社が定める社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」に照らして、社外取締役としての独立性に問題がないと考えるため、独立役員に指定しております。



山本 照雄	その他																		
-------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
玉木 昭宏		米国公認会計士 株式会社サイファ代表取締役	玉木昭宏氏は、米国公認会計士の資格を有しており、長年に渡る日米大手企業の会計監査及びコンサルティング業務経験に基づく高い識見により、適切な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役といたしました。 また、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ(在籍時の名称は監査法人トーマツ)に籍を置いておりましたが、次の理由により十分に独立性を有していると判断しております。 )監査法人トーマツに所属していた期間において、当社の監査業務に関与していなかったこと。 )監査法人トーマツ退所後、本年6月で18年6ヶ月を経過していること。
山本 照雄		元・花王株式会社 理事 会計財務部門統括付部長	山本照雄氏は、上場会社で長年にわたり、財務、経理、IRでの要職を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見や職務経験を有しております。その経験から、適切な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役といたしました。 なお、同氏は2016年5月から2017年3月まで当社と経理・財務・IRに関するアドバイザー契約を締結しておりましたが、当該期間における報酬額は1,000万円未満であるため、当社が定める社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」に照らして、独立性を有していると判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

## 該当項目に関する補足説明

当社は、当面の役員報酬制度を「avex group 成長戦略2020～未来志向型エンタテインメント企業へ～」と整合させるべく、2021年3月期までの報酬の基本方針を、以下のとおり定めております。

(報酬の基本方針)

- ・株主等のステークホルダーに対し容易に理解され、また信頼を得られるよう、制度設計や運用における高い客観性や透明性の確保を重視し、支給額の根拠を明確に示して説明責任を十分に果たせるものであること。
- ・業績連動報酬を重視し、かつ株主の利益や企業価値を評価の主たる基礎とすることで、ペイ・フォー・パフォーマンス思想を強く打ち出せるものであること。
- ・常に創業者精神の発揮を促し、当社の持続的かつ非連続な成長を強く意識づけるものであること。
- ・当社の企業理念及びエンタテインメント業界の事業特性を十分に理解し、組織に対して明確なビジョンを示すことでメンバーの挑戦意欲を喚起し、組織全体を活性化することができる変革・推進のリーダーとなりうる人材を、社内外を問わず強く惹きつけるものであること。
- ・企業価値の向上や「avex group 成長戦略2020～未来志向型エンタテインメント企業へ～」に示した目標の実現に向けて、不退転の決意で変革をリードし、組織の全体最適を強くリードする役割と整合的なもの。
- ・損金算入による社外流出の抑制など、可能な範囲において税効率に配慮したものの。

(報酬体系)

当社の業務執行取締役に対する報酬制度は、基本報酬、単年度「親会社株主に帰属する当期純利益」のみに完全連動する年次賞与、株主の皆様との利害共有を目的とした譲渡制限付株式、並びに「avex group 成長戦略2020～未来志向型エンタテインメント企業へ～」に業績目標を掲げた2021年3月期の連結売上高及び連結営業利益に基づき交付する当社普通株式の数変動するパフォーマンス・シェア・ユニット(以下、「PSU」という)から構成されております。

総報酬に占める業績連動報酬の割合は、中期標準的な業績達成時において概ね基本報酬と同割合となり、更に2021年3月期の戦略目標を達成した場合においては基本報酬を超える割合となることを見込まれます。

なお、非常勤取締役、社外取締役及び監査役の報酬は、役割に鑑み基本報酬のみとしております。

(業績連動報酬の仕組み)

年次賞与は、毎期の親会社株主に帰属する当期純利益に応じて業務執行取締役に支給されます。

譲渡制限付株式は、在任中の株式保有を推進することで株主の皆様との利害共有を促し、また、付与から3年後に譲渡制限の解除を一律に設定することにより、中長期的な企業価値の向上に対して経営陣の意識づけを行うことを目的としております。

PSUは、「avex group 成長戦略2020～未来志向型エンタテインメント企業へ～」に掲げた2021年3月期業績目標を上回る成長に向けた経営陣のインセンティブ及び株主価値との連動性をより高めることを目的としております。

## ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

## 該当項目に関する補足説明

当社の業務執行取締役に對して付与されている「株式報酬型ストックオプション」は、株主の皆様との利益意識の共有を主眼としており、当社の業務執行取締役に単年度だけではなく、中長期的な視野をもって、業績や株価をより強く意識した経営を動機付ける設計になっております。

また、会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に付与されている「通常型ストックオプション」は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として発行されております。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

## 該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額等が1億円以上の取締役については、有価証券報告書でその支給額を個別開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社グループの継続的な成長の実現による業容拡大及びこれに伴う取締役の経営責任の明確化と、取締役の業績向上に対するインセンティブをより一層高めるために、業績連動報酬の比率を増加させることを目的として、取締役の報酬額の枠を、取締役全員に支給する固定報酬型の基本報酬枠と、業務執行取締役に支給する変動報酬型の業績連動報酬枠に区分しております。

具体的には、基本報酬枠は年額8億円以内(うち社外取締役分は年額200万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とし、業績連動報酬枠は、当該事業年度の連結当期純利益の10%以内とし、2013年6月18日開催の第26期定時株主総会において決議されています。

また、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して、第26期定時株主総会において承認された取締役の報酬等の額とは別枠として、業務執行取締役に對し、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億200万円以内として設定するとともに、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭の総額を、700,000株に交付時株価を乗じた額以内として設定することを、2017年6月23日開催の第30期定時株主総会において決議しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の専任スタッフはおりませんが、必要に応じて適宜対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む4名からなる監査役会が取締役の職務執行の監査を行っております。取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成し、原則として毎月1回開催し、当社及びグループ子会社の重要事項の決定を行っております。また、グループ経

営における統制と機動性を確保するため、当社のグループ執行役員で構成される経営会議を原則として毎週1回開催し、当社及びグループ子会社の重要な業務執行や経営課題の審議を行っております。さらに当社及びグループ子会社の事業活動の適正性を確保するため、グループ内部監査室が業務監査等のモニタリングを行うほか、経営管理スタッフをグループ子会社に配し、事業活動の状況等を適宜モニタリングし、当社グループとしてのコーポレート・ガバナンス体制の維持・向上を図っております。

なお、当社グループでは事業経営における有効性と健全性を確保するため、以下の機関を設置しております。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、弁護士等の社外の委員を含むメンバーで構成され、当社の重要なコンプライアンス上の問題を審議するほか、内部通報制度(ヘルプライン)により通報された事案を確認し改善を図っております。

(報酬委員会)

報酬委員会は、独立役員を中心に構成され、役員報酬の妥当性を客観的な見地から検証しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制が、グループ経営における統制と機動性、当社及びグループ各社の事業活動の適正性、並びに事業経営における有効性と健全性を確保できる体制であると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、1998年10月の株式店頭公開以来、過去20回の定時株主総会を全て6月下旬の集中日以外の日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2008年より株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行が運営する議決権行使サイトを通じて、電磁的方法による議決権行使を可能としております。 また、同じく2008年より株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にも参加しており、機関投資家が適確に権利行使をできる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しており、機関投資家の議決権行使環境の向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供を行い、機関投資家の議決権行使環境の向上を図っております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「適時開示基本方針」を定め、株主、投資家の皆様に適時、適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢としております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として本決算(3月)及び第2四半期決算(9月)の決算発表(それぞれ5月中旬及び11月中旬)後に、主にアナリスト、機関投資家等を対象とした決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的な説明会は実施しておりませんが、年に数回、個別に海外IRを実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等開示義務のある資料だけではなく、連結業績説明資料、期末・中間報告書、アニュアルレポート等当社グループの状況や経営方針を、よりよく理解していただくための資料を掲載しております。 ホームページURL: <a href="https://avex.com/jp/ja/">https://avex.com/jp/ja/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画グループにIR担当者を置き、主にグループ執行役員経営管理本部長とIR担当者1名で業務にあたっております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、社員全員がコンプライアンスポリシーを共有・認識し、エンタテインメントを提供する事業そのものを通じてサステナビリティ活動に取り組んでおります。具体的な活動内容につきましては、当社ホームページにてトピックを公表しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

1. 当社及びグループ各社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス・ポリシーを制定し、当社の代表取締役会長CEOが継続的にその精神を当社及び当社の子会社の役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。
- (2) 当社にコンプライアンス担当取締役を任命し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
- (3) 当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、問題の解決を図るとともに、その結果を取締役に報告します。
- (4) 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会に報告します。報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、再発防止策を決定し、グループ全体の再発防止策を実施します。
- (5) 当社及びグループ各社の業務執行ラインから独立したグループ内部監査室を設置します。同監査室は、当社及びグループ各社の法令遵守状況を監査し、その結果をその都度、当社の代表取締役社長及び監査役会に報告します。
- (6) 当社及びグループ各社の法令違反並びに社内規程違反他、社内の問題の早期発見と解決を図る為、通常の業務報告経路とは別の報告経路としてヘルプラインを設置し、当社及びグループ各社の全ての役職員に対してこれを周知徹底します。また、ヘルプラインによって得られた情報は、社内規程に基づき、当社のコンプライアンス担当取締役及び当社のコンプライアンス委員会に報告される他、当社の監査役とこれを共有します。
- (7) コンプライアンス・ポリシーに基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとします。
- (8) 財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、文書管理規程及び情報セキュリティ規程等に従い職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下総称して「文書等」という）に記録し、保存します。
- (2) 取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとします。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 社内規則により、当社にリスク管理責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理担当取締役を任命し、リスク管理体制を明確化します。
- (2) リスク管理体制の下、リスクの重要性及び事業の特性等に応じてリスクの特定・評価を行い、対応策を整備します。またリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切な対応策を講じることができ体制を構築します。
- (3) グループ内部監査室は、当社及びグループ各社のリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長及び監査役会に報告します。代表取締役社長は、上記結果を踏まえ改善策を審議・決定します。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程により当社及びグループ各社の職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備します。
- (2) 当社の取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行います。また、当社及びグループ各社の効率的な人的資源の配分を行います。

5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ各社全体の内部統制システムの構築を目指し、当社に当社及びグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- (2) 当社及びグループ各社の代表取締役社長は、各社の内部統制に関する責任者として、各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- (3) グループ内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ各社の内部統制責任者に報告し、必要に応じ、内部統制に関して改善策の指導、実施の支援及び助言を行います。
- (4) 当社にグループ各社の事業の状況等を確認するため、報告会議体を設置します。これらの会議は、定期的開催し、グループ各社の取締役等の職務執行に係る事項の報告及び事業運営のモニタリングを行うとともに、情報の共有化を促進し、業務の適正と効率化を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議の上、専属の職員を配置するものとします。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期に又は必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとします。
- (2) 当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役会の意見を徴するものとします。

7. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、重大な法令・定款違反又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、又はその事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告しなければならないこととします。
- (2) 役職員は、監査役求めに応じて会議の場を設け、職務の執行状況報告他、必要な報告及び情報交換を行います。
- (3) 内部監査規程に従いグループ内部監査室の職員が内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する体制を整備します。

8. 監査役に重大な法令・定款違反又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社の役職員が監査役に報告を行った場合、報告を理由として、解雇、降格、減給等いかなる不利益取扱いも行わないものとします。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に関する取引における、費用の前払の請求、支出した費用の請求、負担した債務の債権者に対する弁済の請求(当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除く)について、それに応じます。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会他、重要な会議に出席し、意見を述べることができます。
- (2) 監査役は、定期に又は必要に応じて会計監査人の報告を受けます。また意見・情報交換を行うことができます。
- (3) 監査役は必要に応じて、外部の専門家に助言を求めることができます。
- (4) 監査役は、随時、社内の情報システムの情報を閲覧することができます。

11. 上記の体制の運用状況

(1) コンプライアンス規程及びコンプライアンス・ポリシーを整備し、コンプライアンス担当取締役の任命を行い、コンプライアンス委員会を設置し発生したコンプライアンス上の問題の審議を行っております。

コンプライアンス・ポリシーは、反社会的勢力との関係を禁止する旨と合わせ、全役職員が閲覧可能な社内イントラネットに掲出し、毎年、全役職員を対象に研修(テスト)を実施しております。

内部通報規程及び内部通報制度を整備し、通常の業務報告経路とは別の報告経路としてヘルプラインを設置し、グループ全ての役職員に対して周知徹底しております。

(2) 当社に代表取締役社長直轄のグループ内部監査室を設置し、当社及びグループ各社のリスク監査を実施しております。監査結果は遅滞なく当社代表取締役社長、リスク管理担当取締役、グループ各社社長、常勤監査役へ報告を行っております。

リスクが顕在化した際には、迅速に緊急時の対応が行えるようリスク管理規程に危機管理体制の構築を定めております。

(3) 当社は「取締役会」を原則毎月1回開催し、当社及びグループ各社の重要事項の決定を行い、「経営会議」を原則毎週1回開催し、グループ経営における統制と機動性を確保しております。

取締役等の職務執行が効率的かつ適正な運用が図られるよう、決裁の管理システムを設置・運用し、職務執行上で重要かつ必要な文書は、取締役及び監査役の閲覧が容易にできるよう、整理・保存・管理をしております。

(4) 監査役は取締役会や経営会議等、重要な会議体に参加しており、グループ内部監査室や会計監査人からの報告を受けております。

重大な法令違反、会社に著しい損害を及ぼすような事実は、役職員から監査役へ報告され、報告を理由として、報告者が不利益な取扱いをされないよう最大限の配慮を行っております。

また、監査役は、職務の執行によって生じた費用を、社内規程により会社に請求できることとなっております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

コンプライアンス・ポリシーに基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとする。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

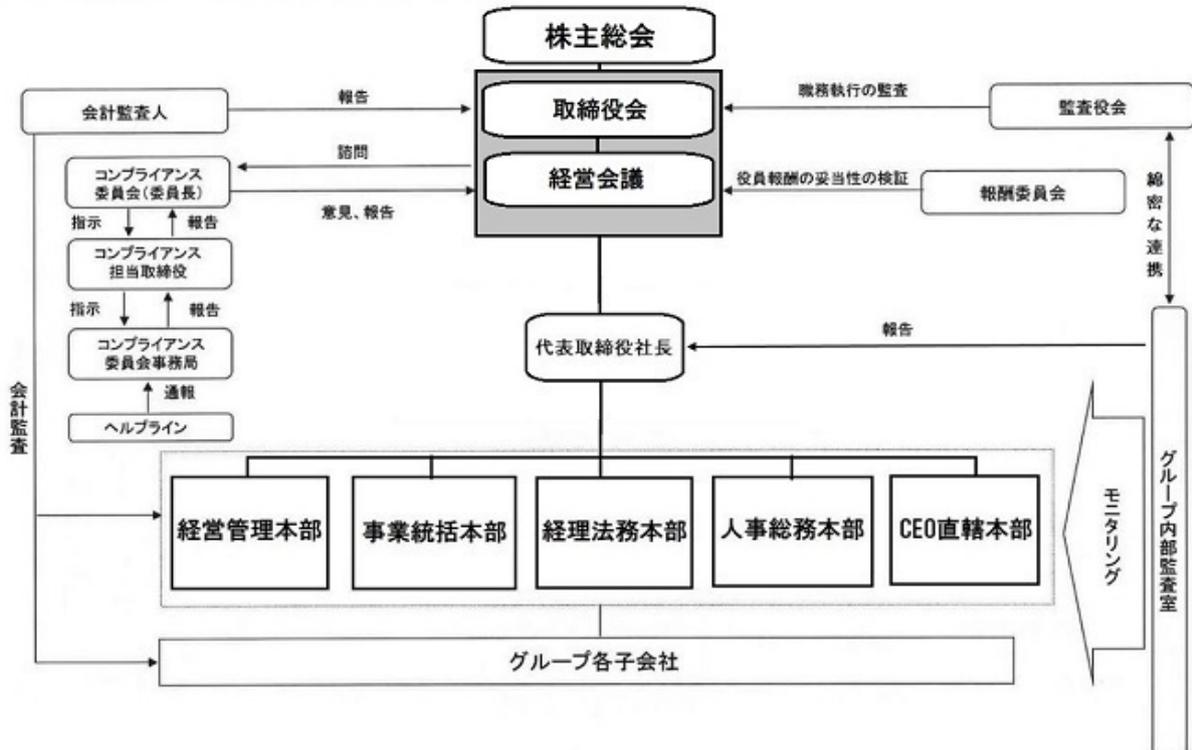
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項はありません。

#### 《会社の組織・内部体制の関係図》



《適時開示に係る社内体制概要図》

